

県民からの意見・提言等

森林環境関連税について

発言概要

「森林づくり環境税」と「森林環境税」という同じ目的の2つを重複して徴収するのはなぜか。この2つの違いと、徴収するに至った経緯を教えてください。

回答概要

森林(もり)づくり県民税(県税)は、県の条例により「荒廃した森林の再生に係る施策に要する経費に充てる」と明確に用途を限定し、平成18年度から県民の皆様にご負担いただいております。県では、この財源を活用し、公益性の高い森林のうち、所有者自らによる整備が困難なために荒廃し、緊急に整備が必要な森林を対象を限定して、森の力再生事業による森林整備を実施しています。

一方、森林環境税(国税)は、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年4月に国が創設しました(課税は令和6年度から)。令和元年度に国から市町への譲与が始まり(市町に譲与されるので「森林環境譲与税」と呼びます)、各市町では、この「森林環境譲与税」を財源として、地域の実情に応じた森林整備、人材育成・担い手の確保、木材の利用や普及啓発等を推進しております。例えば景観に配慮した森林の手入れ、集落や道路の近くの危険木の伐採等を含んだ森林整備、建築物での木材利用など、地域独自の課題を解決する取組を行っております。

静岡県は、県土の3分の2を占め、広大であることから、森林(もり)づくり県民税と森林環境譲与税の用途と役割分担を明確にした上で、県と市町が両輪となって協力、連携し、引き続き森林整備等を進めてまいります。

主担当課 : 経済産業部 森林・林業局森林計画課
電話番号 : 054-221-3505
FAX番号 : 054-221-2829
メール : shinrinkeikaku@pref.shizuoka.lg.jp